

ID: 220

担当部署: 都市整備課

処分の概要	収入超過者に対する家賃の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	高根沢町営住宅管理条例 第30条第1項		
例 規 番 号	平成9年条例第26号		
<p>【基準】</p> <p>第30条の規定による。 (収入超過者に対する家賃)</p> <p>第30条 第28条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間内に町営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。</p> <p>2 町長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項又は第3項に規定する方法によらなければならない。</p> <p>3 第16条及び第17条の規定は、第1項の家賃について準用する。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和7年3月27日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日